| | | |
|---|---|---|
| 新潟県のうち新潟市のうち北区 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十三キロリットル以上<br>五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 新潟県のうち妙高市 | 同時に給油することができる自動車の数が二以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が六キロリットル以上<br>四　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 新潟県のうち上越市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 新潟県のうち上越市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

に、　を　に、　を　に、

| | | |
|---|---|---|
| 新潟県のうち南魚沼市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 新潟県のうち南魚沼市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上<br>五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 新潟県のうち西蒲原郡のうち弥彦村 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 新潟県のうち西蒲原郡のうち弥彦村 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 富山県のうち富山市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を　に、　を　に、